



BHA ニュースレター vol.1 2024.3.20

発行：さっぽろ犯罪被害者等援助センター

当 NPO 法人（さっぽろ犯罪被害者等援助センター：英名 blue heart aide）のニュースレターを発行することになりました。BHA は英名の頭文字の略称ですが、四半期毎に会員の皆様と関係者にお届けしますので、郵送先住所又はメールアドレスを裏面の申込書に電話・FAX・メール等でお知らせください。

法務省・警察庁へ「要望書」を提出し、懇談しました

1月16日法務省で、中原法務大臣宛の「医療観察法の被害者支援に関する要望書」を提出し、官房参事官等と懇談しました。直接「要望書」等を手渡し、面談するのは初めてのことで、率直に意見交換することができました。その中で「要望書」が指摘している、「犯罪被害者等基本法」における被害者の尊厳・権利については、「医療観察法」処遇事案についても適用されるとの認識を共有することができました。

具体的な対応としては、対象者の処遇情報については、都度被害者の申請が必要でしたが、最初に提出すれば定期的に処遇状況等を通知することが確認されました。

更に、対象者の病状改善や処遇変更等について、どのように情報提供するか検討し、6月1日より実施するとの回答がありました。

引き続き法務省庁舎に隣接する警察庁(公安委員会)とも懇談し、意見交換をしました。法務大臣の諮問機関である「犯罪被害者支援施策検討会」や、2年後の「第5次犯罪基本計画」に向けて、被害者の検討する多様な意見について検討するとの回答がありました。



【連絡先】 理事長 木村 邦弘 〒060-0004 札幌市中央区北4条西13丁目1番地90

ダイアパレス植物園Ⅲ901号 電話・FAX：(011) 272-7188 携帯：090-2073-0831

G-mail:s.higaishaenjo.2022@gmail.com

<http://hiro-himawari.net/>

一年間お世話になりました

おかげさまで医療観察法の被害者の「知る権利」が大きく前進しました。次年度も変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げます。

正会員・賛助会員の加入、ニュースの送付の申込について

(1) 会員・会費のご案内、お申込みについて

会員区分	対象者	年会費	
正会員 A	被害者・家族等個人	3000 円以上	総会・活動参加、議決権有り
正会員 B	支援者個人	3000 円以上	総会・活動参加、議決権有り
賛助会員	個人・法人	5000 円以上	活動参加任意、議決権無し

*会費入金は別途送付の「郵貯払込取扱票」を使用。(手数料は NPO 負担)

(2) 入会・会費・ニュース申込書について

下記「申込書」にご記入の上、郵送・FAX・メール等でお申込み願います。

入会・会費・ニュース申込書

記入日：2024 年 月 日

お名前	フリガナ	生年月日： 年 月 日満 才
住所	〒 —	連絡先電話： FAX： メール：
勤務先 所属団体等	勤務先・団体名	職種：イ.一般事務 ロ.医療 ハ.介護 ニ.無職 ホ.その他（ ）
会員申込	区分：1. 正会員 A (被害者等) 2. 正会員 B (支援者) 3. 賛助会員	年会費： 円
ニュース送付	郵送（ 自宅 勤務先）住所： FAX：番号 — — メール：アドレス	